
江戸崎地方衛生土木組合
新リサイクルセンター整備・運営事業
入札説明書

令和8年7月15日

江戸崎地方衛生土木組合

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 入札説明書
目 次

用語の定義.....	1
第1章 入札説明書の位置付け	3
第2章 事業の概要	4
第3章 入札参加に関する条件等	8
第4章 事業者の選定	12
第5章 入札の手続等	15
第6章 提出書類.....	21
第7章 提出書類作成要領	24
第8章 その他.....	27
別紙1 事業スキーム（例）	28
別紙2 入札書等の提出用封筒作成要領	29
別紙3 本事業において組合が事業者を支払う対価について	31
別紙4 リスク分担表	35
別紙5 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等	37

用語の定義

No	用 語	定 義
1	受入対象物	組合圏域内から排出され、組合の車両、委託車両、許可車両、直接搬入車両が搬入する金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル、粗大ごみを総称して又は個別にいう。
2	請負代金	設計・建設業務の対価として組合から建設事業者を支払われる費用をいう。
3	運営・維持管理期間	令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日までの 20 年間をいう。
4	運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
5	運営・維持管理業務委託契約	組合と運営事業者が締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター運営・維持管理業務委託契約書」に基づく契約をいう。
6	運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
7	運営・維持管理業務委託料	運営・維持管理業務の対価として組合から運営事業者を支払われる費用をいう。
8	運営事業者	運営・維持管理対象施設の運営・維持管理業務の遂行のみを目的として構成員により設立される特別目的会社をいう。
9	運営・維持管理対象施設	運営・維持管理業務で運営する施設をいう。本施設に加え、既設のストックヤードを含む。
10	企業グループ	本事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。
11	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る組合と落札者の間で締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本協定書」に基づく協定をいう。
12	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本協定書（案）」をいう。
13	基本契約	本事業の実施に際し、組合と事業者の間に締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本契約書」に基づく契約をいう。
14	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本契約書（案）」をいう。
15	協力企業	構成企業のうち、運営事業者に出資しない者をいう。
16	組合	江戸崎地方衛生土木組合をいう。
17	建設工事請負契約	組合と建設事業者が締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
18	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター建設工事請負契約書（案）」をいう。
19	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
20	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
21	構成企業	落札者を構成する企業をいい、構成員と協力企業からなる。
22	事業期間	設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約 23 年 1 ヶ月間をいう。
23	事業者	構成企業及び運営事業者を総称していう。
24	処理困難物	組合では収集しないごみを総称していう。

No	用 語	定 義
25	処理対象物	受入対象物のうち、粗大ごみ及び処理困難物を除いたものを総称していう。
26	処理不適物	処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
27	設計・建設期間	特定事業契約締結から令和 12 年 3 月 31 日までの期間をいう。
28	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
29	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
30	特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
31	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
32	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
33	本入札説明書	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 入札説明書」をいう。
34	入札説明書等	組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する本入札説明書、要求水準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属し、又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
35	入札提出書類	入札参加者が入札時に組合に提出する、本入札説明書第 6 章第 3 項記載の書類をいう。
36	本事業	組合が実施する江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業をいう。
37	本施設	本事業において設計・建設される江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンターをいい、プラント設備及び建築物等を総称していう。
38	要求水準書	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 要求水準書」をいう。
39	様式集	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 様式集」をいう。
40	落札者	落札者決定基準に基づき、組合が決定した入札参加者をいう。
41	落札者決定基準	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 落札者決定基準」をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）が実施する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配布するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の別添資料1から7に示す資料（これらに付属又は関連する書類を含む。）は、本入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。

別添資料1：要求水準書

別添資料2：落札者決定基準

別添資料3：様式集

別添資料4：基本協定書（案）

別添資料5：基本契約書（案）

別添資料6：建設工事請負契約書（案）

別添資料7：運営・維持管理業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

第2章 事業の概要

1 事業名称

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）

3 公共施設等の管理者等の名称

江戸崎地方衛生土木組合 管理者 笥 信太郎

4 事業の目的

本事業は、江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を進めるため、安全かつ安定的に事業を運営することを目的とする。

5 公共施設等の概要

(1) 名称

新リサイクルセンター

(2) 建設予定地

項 目	概 要
計画地所在地	茨城県稲敷市高田 424 番地
整備対象面積	約 37,700m ²

(3) 施設の概要

施設の種類	概 要	
新リサイクルセンター	処理対象物	金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル
	受入対象物	金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル、粗大ごみ
	処理能力	不燃ごみ処理設備：4.2 t/5h (金属類 1.5 t/5h、ビン・ガラス類 2.7 t/5h) ペットボトル処理設備：0.3 t/5h

※：詳細は、要求水準書を参照すること。

6 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約本契約成立日から約 23 年 1 ヶ月間とする。

設計・建設期間：特定事業契約本契約成立日から令和 12 年 3 月 31 日（約 3 年 1 ヶ月間）とする。

運営・維持管理期間：令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日（20 年間）とする。

7 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

組合は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有する。なお、本施設の設計・建設は、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

落札者の構成員・協力企業及び運営事業者は、選定事業者（以下「事業者」という。）として、組合の所有となる本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うものとする（本事業の事業スキーム例については、別紙1を参照すること）。なお、特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社で、運営事業者となる。）の設立を行うこととする。

組合は、本施設を本事業の運営・維持管理期間終了後も長期にわたって使用する可能性もある。事業者は、30年間程度の使用を前提として本事業を行うこととする。

8 事業範囲

事業者及び組合が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等組合が実施する業務に対して協力する。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書（別添資料1）を参照すること。

(1) 事業者が実施する業務範囲

ア 設計・建設業務

- (a) 建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。
また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- (b) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本施設の建設工事は、既存ごみ処理施設等を稼働させながらの新設工事となるため、既存ごみ処理施設等の稼働に支障を及ぼさないよう建設工事を行うこと。
- (c) 工事範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
- (d) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、計画通知等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

イ 運営・維持管理業務

- (a) 運営事業者は、組合と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（受入対象物）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- (b) 運営事業者は、本施設に搬入される受入対象物を受入貯留ヤード、直接搬入荷下ろしヤード等の受入・供給設備にて受入可能である限り、受け入れるものとする。善良なる管理者の注意義務を持って処理困難物及び処理不適物の混入を防止し、混入されていた場合には排除するものとする。
- (c) 運営事業者は、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理するものとする。
- (d) 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した資源物及び処理不適物等を施設内に貯留し、組合に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

(2) 組合が実施する業務範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 敷地の確保

組合は、本事業を実施するための敷地を確保する。

イ 生活環境影響調査の実施

組合は、生活環境影響調査を実施している。

なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

ウ 受入対象物の搬入

組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、受入対象物を搬入する。

エ 対象廃棄物受付に伴う料金徴収業務

組合は、対象廃棄物受付に伴う料金徴収を行う。

オ 資源物等の売却及び処理不適物等の最終処分

組合は、本施設において、運営事業者から資源物及び処理不適物等を受け取り、資源化又は最終処分を行う。

カ 本事業のモニタリング

組合は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

キ 住民への対応

組合は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

ク その他

組合は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続等を行う。

(3) 事業者の収入（組合からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

ア 設計・建設業務に係る対価

組合は、本施設の設計・建設業務に係る対価として、請負代金を建設業者に支払う。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

組合は、本施設の運営・維持管理業務に係る対価として、運営・維持管理業務委託料を、固定料金、変動料金（電力使用量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

9 事業者選定スケジュール（予定）

本事業における事業者選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 時	内 容
令和8年	
7 月 15 日（水）	入札公告
7 月 15 日（水）	入札説明書等（本入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）等）の公表
7 月 23 日（木）	現地見学会
7 月 15 日（水） ～7 月 27 日（月）	入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）
8 月 7 日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）
8 月 18 日（火）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
8 月 24 日（月）	参加資格審査結果の通知
8 月 27 日（木）	参加資格審査結果に関する説明要求の受付
9 月 1 日（火）	参加資格審査結果に関する説明要求の回答
8 月 24 日（月） ～9 月 2 日（水）	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問受付（第 2 回）
9 月 14 日（月）	対面的対話の実施
9 月 18 日（金）	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答（第 2 回）
10 月 23 日（金）	入札提出書類の受付
12 月下旬	入札提出書類に関するヒアリング、開札、審査
令和 9 年	
1 月上旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
1 月下旬	基本協定締結
2 月上旬	特定事業契約仮契約締結
2 月下旬	特定事業契約本契約成立

10 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに、参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。ただし、建設工事請負契約を締結する者が共同企業体となる場合には、共同企業体の代表者が構成員であれば足り、その余は協力企業でもよい。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「第3章2（1）本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件」の全てを満たす者、若しくは、「第3章2（2）本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全てを満たす者のうち1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると組合が認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは、禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 本施設の建築物等の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 参加表明書の提出期限日において、組合の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」において、総合評定値が1,000点以上であること。
- オ 平成23年4月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設の受注実績を元請、若しく

は、一次下請として有すること。ただし、一次下請の場合は、元請企業に建築物に係る建設工事を担当する企業が含まれる場合及び建築物の一部のみの建設工事实績は認めない。

(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、組合の最新の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者とし、構成員又は協力企業とすること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1社が以下の要件を全て満たしていること。

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ プラント建設企業にあっては、参加表明書の提出期限日において、組合の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の総合評定値が1,000点以上であること。
- エ 平成23年4月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物を対象としたリサイクルセンターのプラント設備の受注実績を元請として有すること。

(3) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は、構成員又は協力企業とすること。ただし、運営事業者から直接運転管理業務又は維持管理業務を受託する企業は、構成員とすること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1社が以下の要件を全て満たしていること。

- ア 平成23年4月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物を対象としたリサイクルセンターに係る1年以上の運転管理業務実績を有すること。
- イ 破碎・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設を対象としたリサイクルセンターの現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

3 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 令和7・8年度江戸崎地方衛生土木組合競争入札参加資格において当該構成企業が担う業務に必要な営業種目につき登録を受けていない者。
- (3) 組合で準用する稲敷市契約事務等に関する規定(平成17年告示第2号)に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされた者。

(10) 国税又は地方税を滞納している者。

(11) 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

(12) 次のア～キまでのいずれかに該当する者。

ア 暴力団（稲敷市暴力団排除条例（平成 23 年稲敷市条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（稲敷市暴力団排除条例（平成 23 年稲敷市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員等である者

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 参加資格審査

(1) 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。

(2) 参加資格審査基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格審査基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、組合と協議を行うものとする。

(4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、組合は、落札者と特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

(1) 落札者は、仮契約締結までに、本事業の運営・維持管理業務の実施のみを目的とした運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、組合構成市村（稲敷市及び美浦村をいう。以下同じ。）内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本

店所在地については、運営・維持管理期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。

- (2) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- (3) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 代表者の出資比率は、構成するもののうち、最大の出資比率でなければならない。
- (3) 本事業の入札に参加するに当たり共同企業体の結成を予定する建設事業者は、落札者決定後、速やかに協定書を作成し、提出すること。
- (4) 組合と契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

7 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格 6,990,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
 入札書比較価格 6,355,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(2) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に組合が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格が入札書比較価格を超える場合、組合は、入札参加者を失格とする。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設、運営・維持管理等の提案内容、組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準（別添資料2）による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者及び組合管理者が必要と認める者で構成される「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を行い、最優秀提案者を選定する。選定委員会は、次の5名の委員で構成される。

◎	高橋 吉浩	((公社) 全国都市清掃会議技術部長)
○	梅本 通孝	(筑波大学システム情報系社会工学域准教授)
	中島 明良	(稲敷市副市長)
	柳堀 浩	(美浦村総務部長)
	坂本 富昭	(江戸崎地方衛生土木組合事務局長)

※ ◎：委員長、○：副委員長

なお、本事業の落札者決定までの間に、本事業の入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出したりすることにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

組合は、選定委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

落札者と組合は、契約の締結に関して基本協定書（案）（別添資料4）について合意し、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）（別添資料5）、建設工事請負契約書（案）（別添資料6）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）（別添資料7）に基づき契約手続きを行う。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定締結後速やかに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する

運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

組合は、事業者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約、運営事業者と運営・維持管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

それぞれの仮契約は、組合議会において建設工事請負契約の議決を得た日をもって本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くこととなった場合、組合は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合がある。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次のいずれかに該当する場合、組合は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、組合の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 100 分の 15 に相当する金額の違約金を組合に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により組合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について組合が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

- (a) 落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- (b) 落札者が、納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体（以下、イ 不公正入札において「落札者等」という。）に対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。（c）において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の入札に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (c) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の入札が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (d) 落札者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次のいずれかに該当する場合の措置については、上記イと同様とする。

- (a) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (b) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (c) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (e) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (f) 再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(a)から(e)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (g) 落札者の構成企業が、(a)から(e)までのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（(f)に該当する場合を除く。）に、組合が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

上記アからウにより特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、組合は、選定委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、特定事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める請負代金額の100分の10以上の額を、契約保証金として、本契約成立日までに納付するものとする。

イ 運営・維持管理期間における保証

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約に定める運営・維持管理業務委託料の総額を20で除した額の100分の10以上の額を、契約保証金として納付するものとする。

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

組合は、次のとおり、入札説明書等を公表する。

ア 公表日

令和8年7月15日（水） 入札公告と同時

イ 入札説明書等の配布

入札説明書等を次のとおり配布する。また、組合のホームページからもダウンロードすることができる。なお、参考資料（要求水準書添付資料）はホームページには掲載しない。

(a) 配布期間

令和8年7月15日（水）から令和8年8月18日（火）までの9時から17時までとする。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(b) 配布場所及びホームページ

「第5章 1 (13) 事務局」を参照

(c) その他

入札説明書等を「第5章 1 (13) 事務局」にて配布する。配布対象者は本事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、「第5章 1 (13) 事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

ア 開催期間

令和8年7月23日（木）

イ 場所

茨城県稲敷市高田 424 番地

ウ 見学方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号-1）に必要事項を記入のうえ、「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）とあわせて、令和8年7月15日（水）から令和8年7月21日（火）17時までにE-mailにより「第5章 1 (13) 事務局」に提出すること。参加人数の制限は設けない。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。組合は、E-mailにより、見学会の日時を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、組合は、日程の調整を行うことがある。なお、見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、E-mailにより「第5章 1 (13) 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel（windows版）とすること。

組合は、当該質問書を受領したことを確認するため、E-mailにより、組合の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、「第5章 1 (13) 事務局」へ必ず電話確認

を行うこと。

イ 受付期間

(a) 第1回：令和8年7月15日（水）から令和8年7月27日（月）12時まで

(b) 第2回：令和8年8月24日（月）から令和8年9月2日（水）12時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1 (6) 参加資格審査結果の通知」の参加資格審査を受け、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する第1回質問への回答は令和8年8月7日（金）、第2回質問への回答は令和8年9月18日（金）に組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。参加資格審査申請書類は、正本1部を以下のとおり提出すること。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。郵送は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出書類

後記「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、持参する場合は、提出先に持参することを事前確認すること。

また、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

ウ 受付場所

「第5章 1 (13) 事務局」を参照

エ 受付期間

令和8年8月18日（火）17時までとする。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して令和8年8月24日（月）に郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、組合に対して、令和8年8月27日（木）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和8年9月1日（火）までに郵送にて書面により回答する。

(8) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、組合と個別の入札希望者の間での対話を行う。

入札希望者は、令和8年8月24日（月）から令和8年9月2日（水）17時までに「対面的対話

参加申込書」(様式第 11 号-1) に希望する日時などを記入し、「第 5 章 1 (13) 事務局」の申込み先に、E-mail で申し込むこと。なお、対話の日は下記に示す日時とし、入札参加者ごとの開催時間は 90 分程度とする。なお、申込みの状況によっては、組合は、日程の調整を行うことがある。

ア 入札説明書等に係る対話の時間及び場所

(a) 日時 下記日程のうち入札参加者が希望する日時

令和 8 年 9 月 14 日 (月)

① 10 : 00 ~ 11 : 30

② 13 : 00 ~ 14 : 30

③ 15 : 00 ~ 16 : 30

(b) 場所

江戸崎地方衛生土木組合

イ 事前資料の提出

対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」(様式第 11 号-2) を記入の上、「対面的対話への参加申込書」提出時に併せて、E-mail により提出すること。

ウ 対話の実施方法

(a) 事前提出を受けた様式第 11 号-2 に基づき、組合と入札参加者の対話を行う。対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。

(b) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表する。

(c) 対話の議事録は、対話終了後、1 週間程度を目処として、組合のホームページに掲載することとする。なお、対話の内容がすべての提案に係るものや要求水準全般に係るものである場合は公表するが、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、入札参加者に対して個別の回答を行う場合がある。

(9) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、入札辞退届(様式第 10 号)を提出すること。

(10) 入札提出書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、後記「第 6 章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 入札提出書類の提出について

(a) 提出日時

令和 8 年 10 月 23 日 (金) 午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分までとする。

(b) 提出方法

持参によるものとし、事前に提出先に受付予約を行うこと。

(c) 提出先

「第 5 章 1 (13) 事務局」を参照

(11) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時 (予定)

令和 8 年 12 月下旬

イ 受付場所 (予定)

「第 5 章 1 (13) 事務局」を参照

ウ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、順番は、提案書の受付順とする。時間は、1 入札参加者

につき 90 分程度（入札参加者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分）を想定しているが、ヒアリング時間は必要に応じて変更することがある。

エ その他

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(12) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。この際に、入札価格の公表は行わない。

立会を行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「開札に関する委任状」（様式第 18 号）を、当日持参すること。

ア 日時（予定）

令和 8 年 12 月下旬

イ 場所（予定）

江戸崎地方衛生土木組合

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせて行う。

エ 開札場には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある組合職員（以下「入札関係職員」という。）、並びに上記ウただし書きの立会職員以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状（様式第 18 号）をもって、身分証明書に替えることとする。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(a) 公正な執行を妨げようとした者

(b) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(13) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事	務	局	:	江戸崎地方衛生土木組合	事務局
			:	〒300-0511	茨城県稲敷市高田 424 番地
T	E	L	:	029-892-2841	
F	A	X	:	029-892-2877	
E	-	m	a	i	l
			:	eiseidoboku@clock.ocn.ne.jp	
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ
			:	https://eiseidoboku.or.jp/	

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札提出書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

組合は、やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ア 本入札説明書に示した参加資格のない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 参加資格審査申請書類並びに入札提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- オ 金額その他必要事項を確認し難い入札
- カ 記名押印がない入札
- キ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提出書類の取り扱い

ア 著作権

入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示、その他組合が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれを無償で使用するができるものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(8) 組合の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、組合が提供する資料を、本事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(10) その他

ア 入札参加者が 1 者であった場合も、落札者決定基準に従い入札提出書類の審査を行う。

イ 本入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加希望者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 参加表明書 | (様式第3号) |
| (2) 構成員及び協力企業一覧表 | (様式第4号) |
| (3) 予定する建設事業者の構成（必要により） | (様式第5号) |
| (4) 参加資格審査申請書 | (様式第6号) |
| (5) 委任状（代表企業） | (様式第7号) |
| (6) 委任状（代理人） | (様式第8号) |
| (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | (様式第9号) |

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 入札辞退届 | (様式第10号) |
|-----------|----------|

3 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提出書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案に関する提案書	各10部 (正本1部、副本9部)
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案図書概要版	
提案書の電子データ (正本、副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-R で3部

- | | |
|---|----------|
| (1) 入札提出書類提出届等 | |
| ア 入札提出書類提出届 | (様式第12号) |
| イ 要求水準に関する誓約書 | (様式第13号) |
| (2) 入札書 | |
| ア 入札書 | (様式第14号) |
| (3) 技術提案に関する提案書 | (様式第15号) |
| (4) 施設計画図書 | |
| ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。） | |
| イ 設計基本数値 | |
| (a) 施設計画基本数値 | |
| ① 物質収支 | |
| ② 用役収支 | |
| ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。 | |
| ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。 | |
| ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。 | |

(b) 主要施設（機器）設計計算書

- ① ヤード・保管設備の面積及び容量
- ② ホッパ容量
- ③ コンベヤ能力
- ④ 選別機能力
- ⑤ 搬出設備の貯留容量
- ⑥ その他主要機器の容量及び能力計算
- ⑦ 負荷リスト
- ⑧ 処理不適物（破碎困難物）リスト

(c) 要求水準に対する設計仕様書（様式第 13 号-1）

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定のこと。】

- (a) 全体配置図【A3 横】
- (b) 動線計画図【A3 横】
- (c) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横】
- (d) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 横】
- (e) 点検動線計画図（主要機器の名称記載）【A3 横】
- (f) 主要機器組立図【A3 横】
- (g) フローシート【A3 横】
 - ① 対象廃棄物及びその生成物、副産物
 - ② 給排水
 - ③ 集じん・脱臭
 - ④ 計装設備
 - ⑤ 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
 - ⑥ 情報処理システム
- (h) 電気設備主回路単線系統図【A3 横】
- (i) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 横】
- (j) 建築仕上げ表
- (k) その他、提案する構造物等に関する図面【A3 横】
- (l) 建築面積表（各階床面積、各室床面積を明記のこと）
- (m) 鳥瞰図【A3 横、1 地点からの眺望】

エ 工事関係

- (a) 全体工事工程【A3 横】

(5) 添付資料（様式第 16 号）

その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の内容が確認できる資料（運営・維持管理業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。なお、添付資料は、簡潔な記載に努めることとし、各項目につき 3 ページ程度とすること。

(6) 提案図書概要版（様式第 17 号）

4 開札時の提出書類

開札時は、次の書類を 1 部提出すること。

(1) 委任状（開札の立会い）（様式第 18 号）

5 落札者決定後の提出書類（落札者のみ）

落札者は、落札者決定後速やかに組合と調整のうえ、次の書類（1部）及び電子データ（PDF形式）を提出すること。

（1）施設計画に係る提案概要【A3横1枚】

施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。

- ・ パース図
- ・ 本施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・ 提案のコンセプト
- ・ 施設計画の特徴

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集（別添資料3）の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 参加資格審査申請書（様式第6号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第14号）は、封筒（別紙2参照。）に入れ、密封して提出すること。なお、様式第14号別紙1、別紙2、別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること（別紙2参照。）。
- (2) 入札価格は、入札書比較価格と同様、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙3 本事業において組合が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案に関する提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「技術提案に関する提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各10部提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「入札説明書 第6章 提出資料 3 入札提出書類 (4) 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各10部提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。ただし、「要求水準に対する設計仕様書」は分冊とすることも可とする。
また、施設計画図面については次のとおりとする。
ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
イ 右下に図面名称及び組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名を記入する。
- (3) 添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・

左綴じとして、各 10 部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号 (1/●～●/●) を付し、様式第 16 号 (添付資料の表紙) には、組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする)。
- (6) 関心表明書は提出しないこと。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 組合に提出する提案書の電子データは、基本的には Microsoft Word (windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。)、Microsoft Excel (windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。なお、組合に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと。

5 留意事項

入札提出書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、組合は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、「別紙 4 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。

(2) 保険

ア 組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物災害共済（一般財団法人全国自治協会）に加入する予定であるが、詳細は落札者決定後に決定する。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は、事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により補填された部分は、控除されるものとする。

ウ 事業者は、第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第 1 回又は第 2 回）及び対面的対話において組合に確認し、了解を得たもの限り、有効とする。組合の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので、注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(4) 電力の供給について

電力に係る契約は隣接する環境センターごみ焼却施設において行う。また、環境センターごみ焼却施設において発電した電力を本施設に供給する。そのため、本事業の電気料金は支払いの対象とせず、定められた基準を超過した場合に精算の対象とし、業務委託料から差引くこととする。

(5) 構造計算適合性判定委託料の予算措置について

計画通知の提出に際して実施する構造計算適合性判定に係る費用は、事業者負担とする。

(6) 業務の委託

事業者は、本事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者が、あらかじめ書面により、本事業の一部を第三者に委託し又は請け負わせることについて組合の承諾を得た場合は、この限りでない。

(7) 雇用への配慮

ア 雇用については、地元雇用に配慮すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

ウ 下請人等を選定する際は、組合構成市村内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に組合構成市村内に本店を有する企業を活用するよう努めること。

(8) 本事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(a) 特定事業契約に基づき事業者の提供するサービスについて、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

(b) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。

(c) 上記(a)又は(b)により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(a) 組合の責めに帰すべき事由に基づく特定事業契約に係る債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

(b) 上記(a)により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者が生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(9) 組合による本事業の実施状況の監視

組合は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う（別紙 5 参照）。

第8章 その他

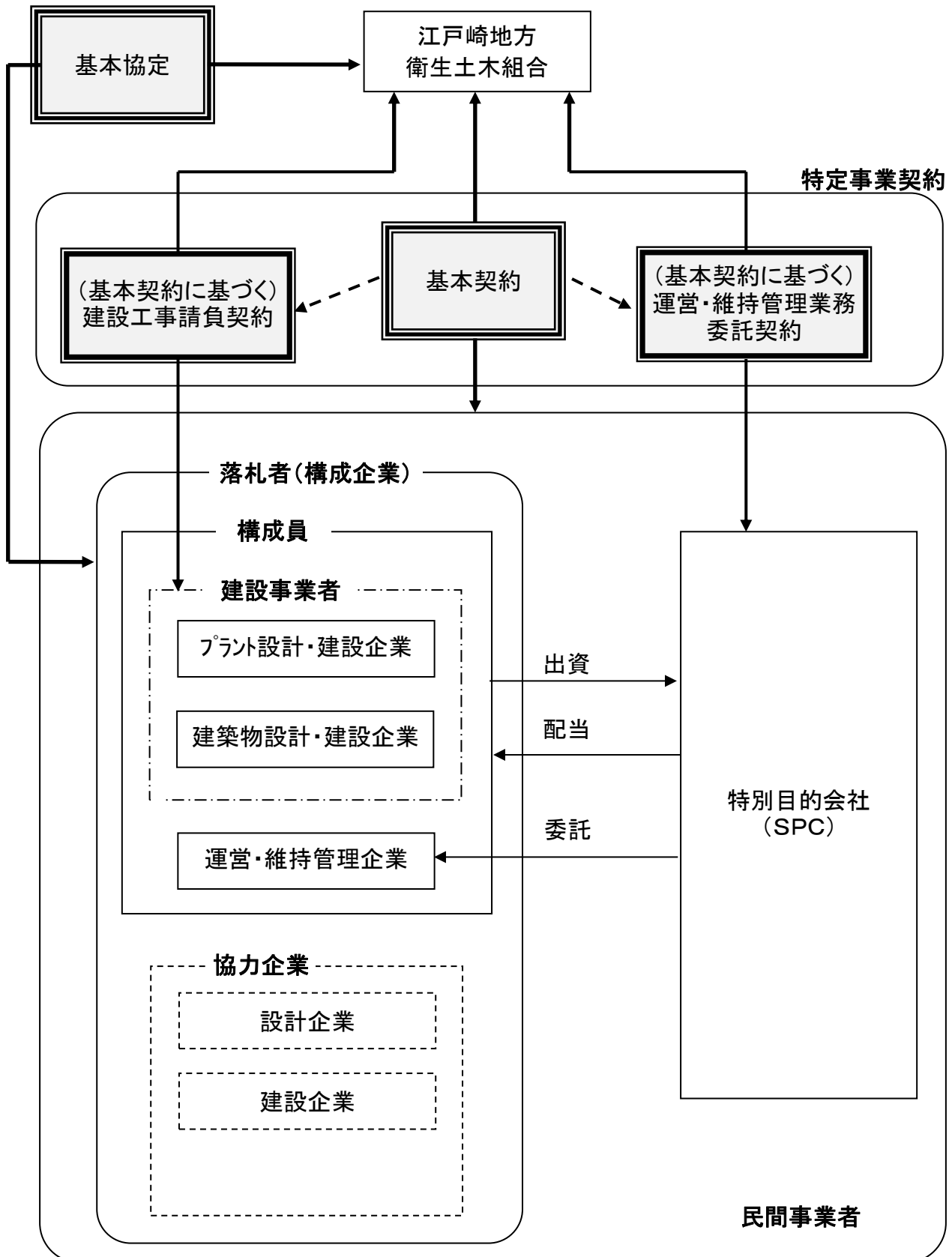
1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。適宜、組合ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

江戸崎地方衛生土木組合情報公開条例施行規則（平成21年3月16日条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、組合ホームページ等を通じて行う。

別紙 1 事業スキーム（例）



※1：落札者の構成は、提案による。

別紙 2 入札書等の提出用封筒作成要領

1. 入札書の提出用封筒について

封筒：表

□ □ □ □ □ □ □	江戸崎地方衛生土木組合 管理者 ○○ ○○宛 入 札 書 在 中 <table border="1"><tr><td>事業名</td><td>江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業</td></tr></table>	事業名	江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業
事業名	江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業		

封筒：裏

〇〇〇〇グループ 代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形 3 号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第 14 号を入れることとし、様式第 14 号別紙 1、別紙 2、別紙 3 については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること。

2. 様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の提出用封筒について

封筒：表

□ □ □ □ □ □ □	江戸崎地方衛生土木組合 管理者 ○○ ○○宛 様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 在中 <table border="1"><tr><td>事業名</td><td>江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業</td></tr></table>	事業名	江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業
事業名	江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業		

封筒：裏

□ □ □ □ □ □ □	○○○○グループ 代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社
--	---

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形 3 号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第 14 号別紙 1、別紙 2、別紙 3 を入れること。

別紙3 本事業において組合が事業者支払う対価について

1 対価の構成

本事業において組合が事業者支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	- 設計・建設業務 - その他上記項目の関連業務を含む
運営・維持管理業務に係る対価	- 本施設の運営・維持管理業務 - その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務費用 ②その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ■組合の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

ア 本施設に係る運営・維持管理業務委託料の算定方法

区 分	対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}
運営・維持管理業務委託料A	①変動費用 ・電力費（基本料金） ・電力費（従量料金）	■各支払期の精算金額 電力費は使用電力量に応じて精算する。基準値までは精算の対象としないが、基準値を超過した分は精算し、その分を運営・維持管理業務委託料から差引いて支払う。 ・電力費（基本料金） $= (\text{直近12か月のデマンド値の最大（実績値）} - 55\text{kW}) \times \text{単価（590.90円/kW）}$ ^{※2} ・電力費（従量料金） $= (\text{各支払期の使用電力量（実績値）} - 2,896\text{kWh}) \times \text{単価（14.23円/kWh）}$ ^{※2} ※入札価格の算定にあたっては、各年度の運営・維持管理委託料Aは、 ・電力費（基本料金） $= (\text{直近12か月のデマンド値の最大（計画値）} - 55\text{kW}) \times \text{単価（590.90円/kW）}$ ・電力費（従量料金） $= (\text{各支払期の使用電力量（計画値）} - 2,896\text{kWh}) \times \text{単価（14.23円/kWh）}$
運営・維持管理業務委託料B	①固定費用 ・人件費 ・薬剤費 ・維持管理費（補修費用除く） ・光熱水費（電力費を除く） ・その他費用（SPC経費等） ②補修費用	■各支払期の支払金額 $= [\text{左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額}] \div \text{支払回数（12回/年} \times 20\text{年）}$ ■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

- ※1：各支払い時期の運営・維持管理業務委託料は1円未満を切り捨てるものとする。
- ※2：「各支払期の電力量(実績値)」については、電力量計のデータに基づくものとする。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえ組合にて設定し、契約書作成時に事業者へ通知する。

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

ア 本施設に係る運営・維持管理業務委託料等の支払方法

(a) 支払回数

運営・維持管理業務委託料B（固定費用）－運営・維持管理業務委託料A

：240回（20年間×年12回）

運営・維持管理業務委託料B（補修費用）：40回（20年間×年2回）

(b) 組合は、本施設の引渡し後、運営・維持管理業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する運営・維持管理業務委託料に係る請求書を組合に提出する。組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

ただし、組合は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、運営事業者は、改善確認の通知を組合から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を組合に提出し、組合は請求を受けた日から30日以内に運営事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

(c) 運営・維持管理業務委託料Aは基準値を超過した分は精算し、その分を運営・維持管理業務委託料B（固定費用）から差引いて支払う。1回あたりの精算額は、各支払期の直近12か月のデマンド値の最大（実績値）と基準値との差に単価（円/kW）を乗じた金額と各支払期の使用電力量（実績値）と基準値との差に単価（円/kWh）を乗じた金額の合計とする。

(d) 運営・維持管理業務委託料Bのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。

(e) 運営・維持管理業務委託料Bのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う。なお、組合と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営・維持管理業務委託料B（補修費用）の事業期間中の総額は変更しない。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

なお、スライド条項の適用に関し、請負代金額の基準となる時点は、入札提出書類提出日とする。

組合及び建設事業者は、スライド条項の適用に係る協議申し入れに対し、誠意をもって協議を行う

ものとする。

当該協議に際して、建設事業者は、建設工事請負契約書第 26 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、組合は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標が合理性及び妥当性があると組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区 分	改定の対象となる費用	指 標
運営・維持管理業務委託料 A	・電力費（基本料金）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、組合と事業者が変更内容をもとに協議し、組合が変更等を決定する。
	・電力費（従量料金）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、組合と事業者が変更内容をもとに協議し、組合が変更等を決定する。
運営・維持管理業務委託料 B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・維持管理費（補修費用除く） ・その他費用（S P C経費等）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・光熱水費（電力費を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、組合と事業者が変更内容をもとに協議し、組合が変更等を決定する。
	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

運営・維持管理業務に係る対価の支払額については、年 1 回改定のための確認を行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、 $\pm 1.5\%$ （下記(3)アに示す改定割合に ± 0.0151 以上の増減があった場合であり、小数点以下第 4 位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務の対価を確定する。改定された運営・維持管理業務の対価は、改定年度の翌年の第 1 支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和 11 年 8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、令和 11 年 9 月末までに見直しを行い、令和 12 年度の運営・維持管理業務の対価を確定する（比較対象は令和 8 年 10 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）とする。）。改定

された運営・維持管理業務の対価は、令和12年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかか
る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

(4) その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による見直し方法が適当でないと組合が認め
た費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙４ リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	入札書類リスク	本入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注3}	○	△
設計段階	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○
	事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの ^{注4}	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注5}	○	△
	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○
運営段階	ごみ質の変動リスク	受入対象物の質に起因する費用上昇、事故等	○	△
	ごみ量の変動リスク	受入対象物の量の変動による費用上昇等 注6	○	△
	性能リスク	要求水準の未達(性能未達や異常事態等に伴う計画外の施設停止を含む。)		○
	搬入管理リスク	搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	組合の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。)の要因による運営費の増大(要求水準の未達による追加費用を含む。)		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。

注1: 組合・事業者が誠意を持って対応したにも関わらず特定事業契約を締結できなかった場合には、事由の如何を問わず、既に組合及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

注2: 供用開始前の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3: 供用開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注4: 組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については組合が負担する。

注5: 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度(当該年度における運営・維持管理業務委託料の1/100を想定)までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

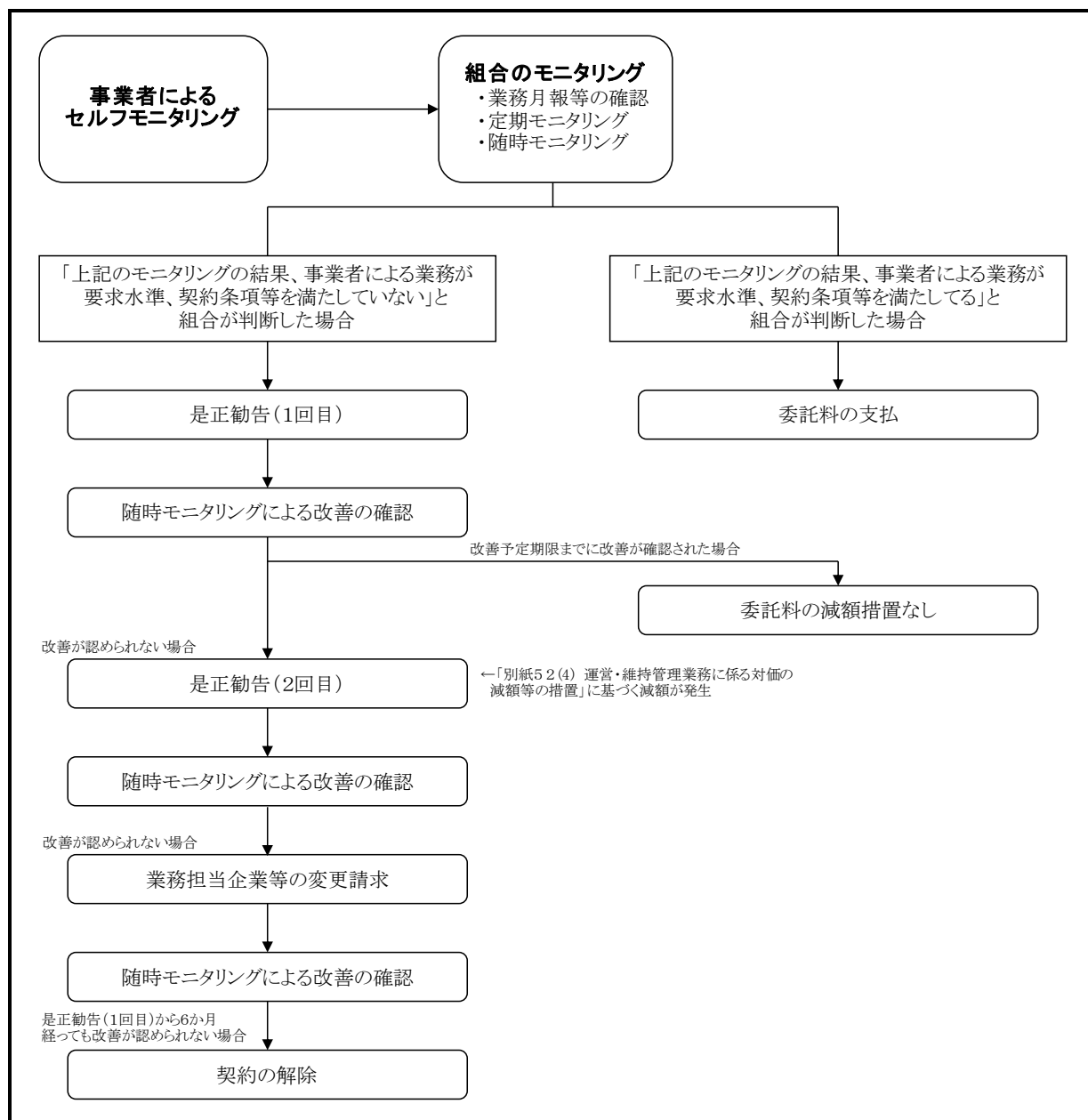
注6: 計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書(案)を参照すること。

別紙5 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等

1 運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運営・維持管理業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、組合と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

- | | |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 | |

(2) 組合によるモニタリングの方法

本事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

組合は、運営事業者が運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から組合へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

組合は、月 1 回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、組合は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第 1 回目）

組合は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、組合は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

(b) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について組合と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと組合が判断した場合、組合は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業等の変更

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと組合が判断した場合、組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

組合は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア 減額の対象

減額の対象は、「運営・維持管理業務委託料B（①固定費用）」とする。

なお、補修業務については、運営事業者が特段の理由なく補修計画どおりに実施しなかった場合、実施内容に応じて当該年度の補修費用を減額するものとする。その際、減額の対象となる運営・維持管理業務委託料は、「運営・維持管理業務委託料B（②補修費用）」とする。

イ 減額の決定過程

モニタリングの結果、組合が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

ウ 減額の決定

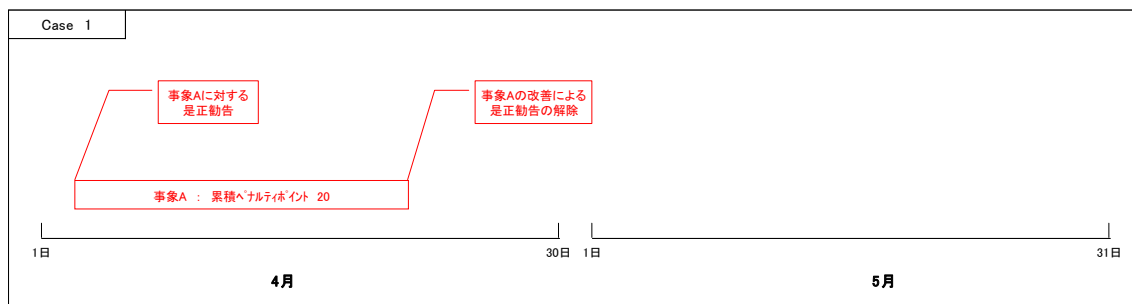
組合は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月の委託料の固定費用部分につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～5	減額なし
6～10	30%の減額
11～15	40%の減額
16以上	50%の減額

エ 委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、以下に2つのケースの委託料の減額例を示す。

◇ Case1 ◇



■ 4月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、組合が再度（2回目）の是正勧告を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに20日を要したことから、4月末日における事象Aの累積ペナルティポイントは20となる。

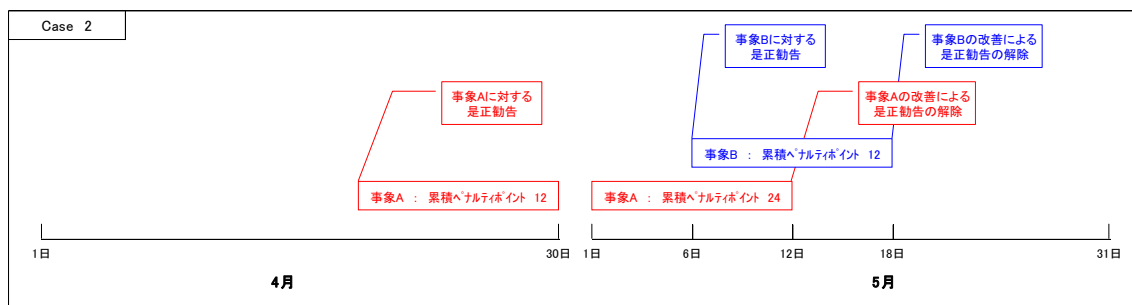
この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため20（「(4)ウ 減額の決定」より減額率50%）となる。これにより、4月分の委託料は以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費} = \text{減額前の4月分の固定費} \times \left((1-0.5) \times \frac{20}{30} + 1 \times \frac{10}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料（固定費用）

通常通りの委託料（固定費用）の支払いとなる。

◇ Case2 ◇



■ 4月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、組合が再度（2回目）の是正勧告を行った日から、4月末日までに12日間経過していることから、4月の事象Aに関する累積ペナルティポイントは12となる。

この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため12（「(4)ウ 減額の決定」より減額率40%）となる。これにより、4月分の委託料（固定費用）は以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費用} = \text{減額前の4月分の固定費} \times \left((1-0.4) \times \frac{12}{30} + 1 \times \frac{18}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料（固定費用）

事象 A については、4 月からの累積ペナルティポイントが 12 あり、5 月についても当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要したことから、5 月末日における事象 A の累積ペナルティポイントは 24 となる。

また、5 月は新たに事象 B について組合から再度（2 回目）の是正勧告が発せられ、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要した。これにより、5 月末日における事象 B の累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、5 月の累積ペナルティポイントは、事象 A、事象 B によるものを合計した 36（「(4) ウ 減額の決定」より減額率 50%）となる。また、減額対象期間は、18 日間であることから、5 月分の委託料（固定費用）は以下のようになる。

$$\text{減額後の5月分の固定費} = \text{減額前の5月分の固定費} \times \left((1 - 0.5) \times \frac{18}{31} + 1 \times \frac{13}{31} \right)$$

3 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価を組合が事業者を支払った日から、組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。